

## 建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議開催要綱

### (目的)

第1条 建設局で判明した差別事象事案（以下「本件事案」という。）に関して、「職員による差別発言事象について（通知）」の市長による人権行政推進体制の点検・強化にかかる指示内容を踏まえ、建設局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）において検討している差別事象の再発防止策の取り組み等について外部有識者の意見を聴取し、建設局職員の人権意識の向上、改善に資することを目的として、建設局差別事象の再発防止等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本件事案の分析、検証及び評価に関すること
- (2) 委員会で取りまとめる建設局の人権意識の向上、改善に向けた取り組み及び再発防止策の検討に関すること
- (3) その他、会議の目的達成に必要な事項

### (会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

- 2 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

### (開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和9年3月31日までとする。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、建設局総務部総務課において行う。

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。